

# 社会福祉法人はるび 役員等報酬規程

社会福祉法人 はるび

## 社会福祉法人はるび役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はるび(以下法人という)定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等に以下の金額に源泉徴収金を加えた金額を支払う。

#### 1 評議員

|                     | 日 額      |
|---------------------|----------|
| 評議員会への出席            | 10,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

#### 2 理事

| 内 容                 | 日 額      |
|---------------------|----------|
| 理事会等会議への出席          | 10,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

#### 3 監事

|                     | 日 額      |
|---------------------|----------|
| 監事監査等への出席           | 10,000 円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000 円 |

4 支払いは、当日原則として現金払いとする。

### (適用除外)

第3条 当法人の経営する施設の常勤職員を兼務する理事、監事、評議員には、この規程を適用しない。

### (公表)

第4条 当法人は、この規定を以って、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (退職慰労金)

第5条 当法人の役員の退任にあたっては、理事会において退職慰労金を支給することができる。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### (附 則)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月21日から施行する。